

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び浜田市議会会議規則第 84 条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 令和 3 年度春季島根県市議会議長会定期総会
 - (1) 派遣目的 島根県下 8 市の市議会議長及び副議長が一堂に会して、重要課題の解決に向けた協議を行うため。
 - (2) 派遣場所 浜田市殿町 1 番地 浜田市役所ほか
 - (3) 派遣期間 令和 3 年 2 月 10 日（水）
 - (4) 派遣議員 佐々木 豊治

以上

令和 3 年 1 月 26 日 提出